

医療法人寿里会 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年9月1日 ～ 令和10年8月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、子の看護休暇の取得時間を次の水準以上とする。
職員・・・職員全体について、延べ取得時間を10時間以上

<対策>

- 令和8年9月～ 各職場における子の看護休暇取得者の業務力バー体制の検討（業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 令和8年9月～ 子の看護休暇の取得状況を把握する
- 令和8年9月～ 各部署において子の看護休暇の取得計画を策定する

目標2：全職員の時間外・休日労働時間の計画期間内の平均を各月10時間未満とする。

<対策>

- 令和8年9月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施
- 令和8年9月～ 各部署における問題点の検討ミーティングの実施

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

<対策>

- 令和8年9月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和8年9月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する